

自己点検票の提出について（お願い）

栃木県保健福祉部障害福祉課

令和3(2021)年度から、自立支援医療の質の確保と給付の適正化を図ることを目的として、指定更新に当たり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）において、自己点検票を用いた自己点検を実施していただくこととなりました。

指定更新に係る申請書類の提出にあわせて自己点検票の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出書類 自己点検票
(指定更新に当たり、1医療機関1枚の自己点検票の提出をお願いします。)
- 2 提出方法 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）の指定更新に係る申請書類の提出にあわせて下記担当宛てご提出願います。
育成医療・更生医療の提出先：障害者総合相談所（028-623-7010）
精神通院医療の提出先：精神保健福祉センター（028-673-8785）
※指定更新に係る申請書類の提出窓口は従来どおりです。
- 3 実地指導 ご提出いただいた自己点検票の内容を確認させていただき、必要に応じて実地指導を行う場合がありますので、ご承知おき願います。
- 4 その他 自己点検票の点検結果欄の「適」、「否」のいずれか1つを選択（を記入）してください。

《お問い合わせはこちら》

○更生医療・精神通院医療について

障害福祉課

TEL：028-623-3053 又は 3093 FAX：028-623-3052

E-mail：syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

○育成医療について

こども政策課

TEL：028-623-3064 FAX：028-623-3070

E-mail：kodomo@pref.tochigi.lg.jp